

滋沢第 号

職業安定委員令第五の改定支給額改訂に関する件

職業安定法第十二條の規定による職業安定委員令第五が、その公務のその施行する場合の支給額は、昭和二十三年七月十日（準備行料金については昭和二十三年七月十八日、指
消料については、昭和二十三年八月十日）以後の施行につき別表の通り改訂支給する。こ
れが支給方法は内閣府規則及び同規則によるものとする。

別表

職業安定委員会 乗車料

区	分	乗車料		宿泊料		食卓料
		一日につき	一日につき	甲地方	乙地方	
中央	一等	四四八	百九十二	九百六十四	七百六十八	百九十二
中央	二等	四四八	百八十四	九百	七百二十四	百八十四
地方又は特別地区	一等	四四五十	百八十四	九百	七百二十四	百八十四
地方又は特別地区	二等	四四二十	百六十八	八百四十	六百七十二	百六十八
特別地区	二等	四四二十	百六十八	八百四十	六百七十二	百六十八
特別地区	二等	三九十九	百五十六	七百八十	六百二十四	百五十六

備考

(1) 宿泊料の甲地方は、勤務地手当の地区に於ける特別地域とし、乙地方はその地区の地域とすること。
 (2) 鉄道旅行中宿泊する場合には、甲地方の定額によること。

理由

職業安定委員会乗車料の改定金額は最近の経済事情の影響により甚だしく低額に失するに至つたので改訂する必要がある。よつてこれが改定は職業安定法第十二條の規定に基づいて国会の議決を要するからである。

職業安定委員会委員の旅費支給額改訂案
提出案理由説明

職業安定委員会委員の旅費支給額改訂案を審議せらるるにあたり本案の提案理由を御説明申し上げます。

第一回国会に提出しました職業安定委員会委員旅費支給額は本年大月三十日議決を得て直ちにこれを実施しておりましたが、最近の経済事情特に現在進行中の物価改訂等による影響によつて甚しく低額に失するに至りましたので、これが支給額の改定につきましては職業安定法第十二條の規定に基いて、これと内閣府の防務委員会の合同審査会の議を経て国会の議決を得なければならぬことに依つておりますので、茲に提案する次第であります。

本案の目的とするところは第一は職業安定委員会委員が委員会に出席する場合又は実情調査等公務のために本邦外を旅行する場合において、これに要する鉄道賃、船賃、車賃、賃、日当、宿泊料等の旅費を支給するのでありまして、この支給額は一応官吏の旅費額を基準として定めましたことは、第二回国会に提案致しました時に御説明申し上げて通りであります。

すなわち今回官吏の旅費支給額が暫定的な改訂が行われましたので、職業安定委員会に對する支給額もそれに準じて改訂しようとするものであります。その増加額は一律に官

吏の相当額の増加額と同等に増額した次第であります。

以上本案の趣旨及びその内容の大体について御説明申し上げますが、何卒御審議の上速かに議決あらばんことをお願い申し上げます。

資料目次

- 一 内國旅費定額等の改訂について
- 一 昭和二十二年七月二日内閣府甲第八号通知等
- 一 旅業安定委員会委員旅費額比較表
- 一 旅業安定委員会委員の旅費支給区分表(案)
- 一 旅業安定法改革(法第十二條第十、十一項)

会政第一〇八五号

昭和二十三年八月二十一日

労働大臣官房会計課長

殿

内國旅費定額等の改訂について

政府旅費の減費に因しては、旅費の増勢に鑑み、従来の旅費規則を根本的に再検討して、此が根拠法律を新に制定する必要があるのであるが、最近の経済増進時に現在進行中の物価改訂による影響によつて甚しく低減に及するに至つたので、右法律の成立までの暫定的措置としてこの際取り敢えず下列表により定額等の改訂を行うことに決定したから御了知願ひをい、

追つて本件に対しては、いずれ当省所管内國旅費規程改正の予定につき御命を願ひをい、

なお本改正によつて旅費の増大を招くことは当然であるが、これがため予算の追廻は困難であるから今後旅費に対し出張を命令するに当つては、その旅費の所要額をも助成し、予算の範囲内において命令を發するよう十分留意されたい。

別紙

一、旅費の支額は左によること。
 (一) 一般取費の分 (基本支額)

区分	改正額
車馬賃 一料につき	三〇
日当 一日につき	一〇〇
宿泊料 一夜につき	六〇
甲 地方	四八
乙 地方	四二
食卓料 一夜につき	一〇
炭費料 一〇〇斤未満	七〇
五〇〇	八五
一〇〇〇	一〇〇
一五〇〇	一三〇
二〇〇〇	一六〇
二五〇〇	一九〇
三〇〇〇	二二〇
三〇〇〇 斤以上	二五〇

備考

(1) 宿泊料の甲地方は、勤務地手当の地区区分による特別地域とし、乙地方はどの地区の地域とする事。
 (2) 鉄道旅行中宿泊する場合における宿泊料は乙地方の支額によること。
 (3) 特別の取費にある者の分
 左に掲げる特別の取費にある者の旅費支額は(一)の基本支額に左の下掲の割合を割増しを額とする事。

区分	割合	区分	割合
國務大臣及びその他の総長官	一〇割	十四級取費がこれに相当する者	七割
十五級取費(昭和二十三年法律第四十六号第十四條第一項の規定による取費の額をいう以下同じ)及びこれに相当する取費にあるもの	八割	十三級取費がこれに相当する者	六割
十一級取費がこれに相当する取費にある者	四割	十二級取費がこれに相当する者	五割
十級取費がこれに相当する取費にある者	三割	九級取費がこれに相当する取費にある者	二割
		八級取費がこれに相当する取費にある者	一割

備考

委員会取置等の故費支額については追って措置する見込であること。
二 臨時取置には左の区分により取置を支給すること。

(一) 一級官と同格の者には一級官相当の額

(二) 二級官と同格の者には二級官相当の額

(三) 三級官と同格の者には三級官相当の額

三 産界、商人及び工員には左の区分により取置を支給すること

政府取置の新給手実地に因する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四條第一項の規定が適用される取置にある者のうち

(1) 五級取以上の者には三級官に支給すべき額

(2) 四級取の者には労働省所管内閣取置規程別表第一号表甲類

(3) 三級取以下の者には同別表第一号表乙類

四 急行料金については、急行料金又は単急行料金へ之に伴う通行税を含むことを總する限
路による旅行にして先道有料以上のものによりては、急行料金又は単急行料金を支給
すること。

五 本件は昭和二十三年七月十日（単急行料金については昭和二十三年七月十八日、省治

料については、昭和二十三年八月十日以後の旅行につき、これを適用すること。

なお、昭和二十三年七月九日以前に特任を命ぜられた旧任地（籍に任用されたる者）につい
ては、任用を承継する当時のその属任地を以て承継し、有が昭和二十三年七月十日以後に新
任地に到着した場合の取置料は本改正後のものによりこれを支給すること。

内閣府甲第八号

昭和二十三年七月二日

内閣官房長官

印

労働大臣 殿

つきに国会に提出しを職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員改選費支給額に同じ議決を承めるの件は国会において別紙のとおり議決しを旨衆議院議長から通知があったを以て命によつて通知します。

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員改選費支給額に同じ議決を承めるの件

右は国会において議決した。

よつて国会議案第十五條により、これを送付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉

内閣総理大臣 芦田 均 殿

衆議院事務局長 大池 英

取業安民委員会委員旅費支給額に関する件

取業安民法第十二條の規定による取業安民委員会委員が、その公務のため旅行する場合の旅費額は別表により支給し、これが支給方法は内閣旅費規則によるものとする。

別表

取業安民委員会委員旅費額

甲	乙	甲 地方		乙 地方		食卓料
		一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	
甲	甲	二百四十円	二百四十円	二百四十円	二百四十円	七十二円
甲	乙	二百四十円	二百四十円	二百四十円	二百四十円	七十二円
乙	甲	二百四十円	二百四十円	二百四十円	二百四十円	七十二円
乙	乙	二百四十円	二百四十円	二百四十円	二百四十円	七十二円
特別地区	特別地区	二百四十円	二百四十円	二百四十円	二百四十円	七十二円
地方又は特別地区	地方又は特別地区	二百四十円	二百四十円	二百四十円	二百四十円	七十二円
甲	甲	二百四十円	二百四十円	二百四十円	二百四十円	七十二円
甲	乙	二百四十円	二百四十円	二百四十円	二百四十円	七十二円
乙	甲	二百四十円	二百四十円	二百四十円	二百四十円	七十二円
乙	乙	二百四十円	二百四十円	二百四十円	二百四十円	七十二円

備考

1. 甲地方は東京府の区、東京都、大阪市、名古屋市、神戸市及び横浜市のとし、乙地方はその他の地域とする。
2. 鉄道及び船賃は一等行き場合は二等、二等の行き場合は三等の汽車賃又は船賃とする。
3. 食卓料は水路旅行において船賃の外別に食卓料を要する場合、又は船賃を要しないが、食卓料を要する場合において成数に応じてこれを支給する。

職業安定委員會委員放費比較表

区分	級	中		大		特別地区															
		分長	一等	一等	二等	分長	二等														
区別	分	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額	現在改訂に 支給する 額		
		追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加	
		合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

職業安定委員會委員の放費支給区分表 (案)

<p>十三歳以下に相当する職務があるもの （六割増）</p> <p>中央職業安定委員 会長</p>	<p>十二歳以下に相当する職務があるもの （五割増）</p> <p>中央職業安定委員 会長</p> <p>都道府県職業安定委 員会会長</p> <p>特別地区職業安定委 員会会長</p>	<p>十一歳以下に相当する職務があるもの （四割増）</p> <p>特別地区職業安定委 員会会長</p> <p>地区職業安定委員 会長</p>	<p>十歳以下に相当する職務があるもの （三割増）</p> <p>地区職業安定委員 会長</p>
---	---	---	--

職業安定法 附 法 第 十 一 條 第 十 一 項

第十二條 職業安定委員会の委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、両議院の労働委員会の合同審査会の議を経て
国会の議決を得なければならぬ。その金額を変更するときも同様とする。